

日影規制関係図書

図書の種類	明示事項	備考
<p>附近見取図</p> <p>縮尺1/500</p>	<p>1. 北緯35°、東経135° 31'を審査基準とする。</p> <p>2. 当該敷地を含む白地図(大阪市地形図)の真北ラインを日影規制の真北ラインとして扱う。</p> <div data-bbox="614 448 925 638" style="text-align: center;"> </div> <p>1. 縦軸(真北ライン)及び横軸(真北ラインと直角)を5cmピッチで記入してください。</p> <p>2. 大きさは原則A3版としてください。</p>	<p>○白地図(大阪市地形図)は地図情報サイト マップナビおおさか からダウンロードできます。</p> <p>○本地図のラインは実際の真北より13'から16'西側にずれているが大阪市では真北ラインとして扱う。</p> <p>○実測した真北ラインを真北ラインとしてもよい。</p>
<p>配置図</p> <p>縮尺1/100・1/200 又は1/300</p>	<p>1. 真北方向を記入してください。</p> <p>2. 敷地寸法及び建築物の敷地境界線からの位置寸法を記入してください。</p> <p>3. 異なる用途地域にまたがる場合は用途地域境界線を記入してください。</p>	<p>○確認申請書添付図書との兼用可能。</p>
<p>平面図</p> <p>縮尺1/100・1/200 又は1/300</p>	<p>1. 各階平面図のほか屋階平面図(屋根伏図)等でひさし及びパラペットなどの形態を記入してください。</p> <p>2. 包絡線</p>	<p>○確認申請書添付図書との兼用可能。</p> <p>2. 包絡線により日影図を作成した場合は外周の必要な寸法を記入すること。</p>
<p>立面図</p> <p>縮尺1/100・1/200 又は1/300</p>	<p>1. 断面図に表せない部分の高さ及び各部の寸法を記入してください。</p> <p>2. 包絡線</p>	<p>○確認申請書添付図書との兼用可能。</p>
<p>断面図</p> <p>縮尺1/100・1/200 又は1/300</p>	<p>1. 2面以上の断面図</p> <p>2. ひさし及びパラペット塔屋、高架水槽、バルコニー、屋外階段、手すりなど日照を遮る部分の寸法を明示すること。</p> <p>3. 建築物の接する地盤面に高低差がある場合は、平均地盤面を明示すること。</p> <p>4. 隣接地盤面に高低差がある場合は、隣接地盤面との関係を明示すること。なお、隣接地盤面との高低差が数ヶ所ある場合についても各地盤面との関係を明示すること。</p>	<p>○確認申請書添付図書との兼用可能。</p> <p>3. 平均地盤面の算定式</p>

図書の種類	明示事項	備考																																																						
日影図	<p>1. 北緯35°、東経135° 31'を審査基準とする。</p> <p>2. 方位は真北を明示すること。</p> <p>3. 寸法は建築物の寸法を含め配置図同様敷地境界線からの建築物の位置寸法、測定線を明示すること。</p> <p>4. 用途地域の境界、地盤面の高低差を配置図同様に明示すること。</p> <table border="1" data-bbox="523 459 1082 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>方位角</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>8:00</td><td>-53.27</td><td>6.71</td></tr> <tr><td>8:30</td><td>-48.24</td><td>4.25</td></tr> <tr><td>9:00</td><td>-42.54</td><td>3.15</td></tr> <tr><td>9:30</td><td>-36.55</td><td>2.53</td></tr> <tr><td>10:00</td><td>-30.24</td><td>2.15</td></tr> <tr><td>10:30</td><td>-23.23</td><td>1.90</td></tr> <tr><td>11:00</td><td>-15.53</td><td>1.75</td></tr> <tr><td>11:30</td><td>-8.02</td><td>1.66</td></tr> <tr><td>12:00</td><td>0.00</td><td>1.63</td></tr> <tr><td>12:30</td><td>8.02</td><td>1.66</td></tr> <tr><td>13:00</td><td>15.53</td><td>1.75</td></tr> <tr><td>13:30</td><td>23.23</td><td>1.90</td></tr> <tr><td>14:00</td><td>30.24</td><td>2.15</td></tr> <tr><td>14:30</td><td>36.55</td><td>2.53</td></tr> <tr><td>15:00</td><td>42.54</td><td>3.15</td></tr> <tr><td>15:30</td><td>48.24</td><td>4.25</td></tr> <tr><td>16:00</td><td>53.27</td><td>6.71</td></tr> </tbody> </table> <p>6. 2以上の異なる区域にわたる場合は、各々の規制値による日影図を製図する。 また、2以上の隣地地盤面がある場合は各々の高低差により測定面のうえ作図すること。</p> <p>7. 日影図作成に伴うデータ及びデータ表を明示すること。</p> <p>8. 日影時間図(規制時間について)</p> <p>9. 測定点の日影時間 測定点は測定線上5cm間隔(縮尺に関係なく)に設けること。</p>		方位角	倍率	8:00	-53.27	6.71	8:30	-48.24	4.25	9:00	-42.54	3.15	9:30	-36.55	2.53	10:00	-30.24	2.15	10:30	-23.23	1.90	11:00	-15.53	1.75	11:30	-8.02	1.66	12:00	0.00	1.63	12:30	8.02	1.66	13:00	15.53	1.75	13:30	23.23	1.90	14:00	30.24	2.15	14:30	36.55	2.53	15:00	42.54	3.15	15:30	48.24	4.25	16:00	53.27	6.71	<p>○確認申請書の正・副に添付する。 (担当者から要求がある場合は1部折らずに提出する。)</p> <p>測定面、規制時間が複数ある場合は各々について作成すること。</p> <p>7. 各時刻における日影の倍率表</p> <p>8. 測定面、規制時間が複数ある場合は各々について作成すること。 日影図が5mの測定線外に生じない場合は省略出来る。</p> <p>9. 日影が生じない測定線上には、原則として測定点は省略出来る。</p> <p>○縮尺1/100・1/200</p>
	方位角	倍率																																																						
8:00	-53.27	6.71																																																						
8:30	-48.24	4.25																																																						
9:00	-42.54	3.15																																																						
9:30	-36.55	2.53																																																						
10:00	-30.24	2.15																																																						
10:30	-23.23	1.90																																																						
11:00	-15.53	1.75																																																						
11:30	-8.02	1.66																																																						
12:00	0.00	1.63																																																						
12:30	8.02	1.66																																																						
13:00	15.53	1.75																																																						
13:30	23.23	1.90																																																						
14:00	30.24	2.15																																																						
14:30	36.55	2.53																																																						
15:00	42.54	3.15																																																						
15:30	48.24	4.25																																																						
16:00	53.27	6.71																																																						

注) 1. 日影図は制限の異なる区域の内外にわたる場合は、それぞれについて作成すること。

2. 測定線上の主要な点における日影時間が日影規制時間5分以内であれば、コンピューターにより日影図及び日影時間図を作成すること。この場合は必ず入力、出力のデータも併せて作成して提出すること。